

イオンベトナム
消費税還付に係る手続きについて
(外国人旅行者向け)

1. 消費税還付の対象

外国人の方及び海外にお住いのベトナム人の方（航空会社及び航海会社関係者を除く）は有効なパスポート又は海外で発行された出入国許可証を保有していれば、国境ゲートを通して海外に商品を持ち込む際に消費税還付手続きをすることができます。

● 消費税還付の規制と条件

- ・ お客様のパスポート及び商品の購入レシートをご提示ください。同日に同一店舗で購入した税還付券に添付されるレシート（同日に同一店舗で購入した複数のレシートを合算する場合を含みます）で合計購入金額が **2,000,000** ベトナムドン以上からが対象となります。（食料品及び貴金属・宝値品は対象外となりますので、ご注意ください。）
- ・ お客様は、消費税還付として銀行手数料 **15%**を差し引いた **85%**の金額を受け取ることになります。
- ・ 対象は輸出禁止物品リストに載っていない物品及び航空機持ち込み禁止物品リストに載っていない物品となります。
- ・ 「税金還付請求書」は購入時にのみ発行されます。
- ・ 免税の有効期限はご購入日後 **60** 日間以内となります。
- ・ 「税金還付請求書」発行後の商品交換・返品は出来ませんので、予めご了承ください。

2. 消費税還付手続き方法

- ・ イオンセラドン又はグラムビューティークのカスタマーサービスカウンターにて税金還付手続きを申し込みください。
- ・ お客様は「請求書」と「税金還付票」を国際空港/港の税関検査カウンターにお持ちください。
- ・ お預け手荷物：チェックインの前に、税関検査カウンターにて税金還付手続きをお願いいたします。商品を検査した後にチェックインをお願い申し上げます。
- ・ 手荷物：チェックインの後、税関検査カウンターにて税金還付手続きをお願い申し上げます。

(注意)

- 税金還付手続きは時間かかる可能性がございますので、時間の余裕を持って、空港へお越しくください。
- 税関検査カウンターで確認されたお客様には税金が還付されます。税関では氏名、国籍、パスポート、請求書・税金還付申告書、搭乗券または予約確認書、購入品を確認させていただきます。

ご不明な点につきましては、イオンカスタマーサービスカウンターにご連絡ください。

電話番号：1800.888.888

メールアドレス：contact@aeon.com.vn

以上